

『休日開庁のお知らせ』

転入・転出などが集中する時期の窓口の混雑緩和と仕事の都合などで平日の時間内に来庁できない方にご利用していただくため、臨時に窓口業務を行います。ご利用ください。

■ 開庁日 及び 受付窓口

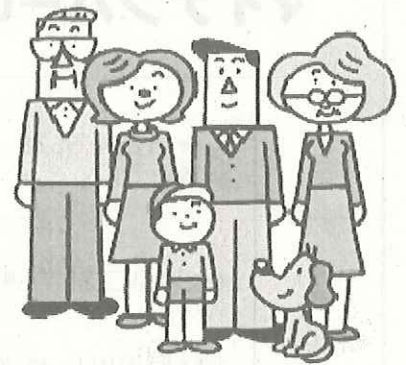
○平成31年 3月 30日(土) 31日(日)

嬉野庁舎 市民課のみ

※塩田庁舎は工事のため開庁していません。

○平成31年 4月 6日(土) 7日(日)

嬉野庁舎 市民課 及び 塩田庁舎 市民課



■ 開庁時間

○午前8時30分から正午まで

■ 取扱業務

○転入、転居、転出等の届出

○戸籍の届出等に関すること

○戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付請求

パスポート申請は、受け付けることができません。

※ 戸籍謄抄本や住民票の写しなどの請求の際には、本人確認書類（運転免許証・住民基本台帳カード・健康保険証・年金手帳等）の提示が必要です。（写真付きのものは1点、写真なしのものは2点が必要となります。）

詳しい内容については、

嬉野市役所

塩田庁舎

嬉野庁舎

市民課（0954-66-9118）

市民課（0954-42-3304）までお尋ねください。

引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

○住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、
国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録など
につながる大切な手続きです。

○住民の皆様を送付している 身分証明書となる
マイナンバーの「通知カード」「マイナンバーカード」
(おもて面) (個人番号カード) (おもて面)



これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！
(法律上の義務です)

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

◆住民票の異動の届出を！
(転出届、転入届、転居届等)

◆マイナンバーの「通知カード」、
「マイナンバーカード」、
(個人番号カード)
「住民基本台帳カード」
の住所変更の届出も
お忘れなく！

○他の市区町村に転出・転入される場合

引越前の
市区町村

[転出前に]
転出届を提出して
転出証明書を受け取る

引越先の
市区町村

[転入した日から14日以内に]
転出証明書を添えて
転入届を提出

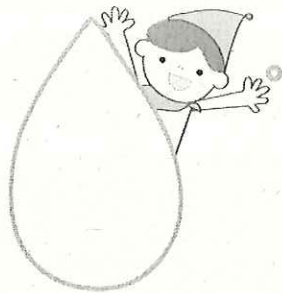
○同一の市区町村内で転居される場合

お住まいの
市区町村

[転居した日から14日以内に]
転居届を提出

※詳しくは、お住まいの市区町村
の窓口へお問合せください。

(正当な理由がなく住民票の
異動の届出をしない場合、
5万円以下の過料に処され
ることがあります。)



水道課よりお知らせ

○3月下旬から4月上旬の休日の営業について

引越しが集中する時期ですので、土日でも下記の日時で嬉野庁舎にて営業いたします。

平日に水道の手続きに来ることが出来ない方は是非ご利用ください。

- ・2019年3月30日(土)、3月31日(日) 8時30分 から 12時00分 まで
- ・2019年4月6日(土)、4月7日(日) 8時30分 から 12時00分 まで

○4月27日～5月6日の大型連休中の営業について

大型連休中も、下記の日時で嬉野庁舎にて営業いたします。

- ・2019年4月30日(火) 8時30分 から 17時00分 まで

○水道の使用開始・中止の手続き方法

水道課窓口にて、給水開始(中止)申込書の提出と、手数料1,000円の納付(開始のみ)

※電話では出来ません。必ず印鑑を押した書類の提出が必要です。

●窓口に来ることが出来ない場合

申請書を嬉野市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入・押印の上、嬉野庁舎水道課まで郵送してください。インターネット環境がない方には、申請書を郵送する事もできますので水道課までご連絡ください。

また、使用開始の場合は合わせて手数料1,000円を下記口座にお振り込みください。

確認に時間がかかりますので、1週間以上は余裕を持って手続きをお願いします。

・申請書掲載ページ

嬉野市役所行政情報トップページ>市民の方へ>上下水道について>上水道各種様式

https://www.city.ureshino.lg.jp/shimin/51/_20632.html

・開栓手数料振込先

佐賀銀行 塩田支店 普通預金 1255984 嬉野市水道事業(ウツノシノ ヲウギヨウ)

○水道料金の計算方法の変更について

4月の検針分から消費税の計算方法が内税方式から外税方式へ変わります。計算後の金額は、基本料金内で使用される場合は、5㎡までが930円、10㎡までが1870円と今までと変わりませんが、11㎡以上使用される場合は、端数切捨ての関係で平均的な使用量の家庭で10円から30円ほど差が出る場合があります。

変更前：基本料金1,870円(税込) + (使用水量 - 基本水量10㎡) × 187円(税込) = 水道料金 (※10円未満切捨て)

変更後：[基本料金1,740円 + (使用水量 - 基本水量10㎡) × 174円] × 消費税1.08 = 水道料金 (※10円未満切捨て)

【お問い合わせ】

嬉野市役所 嬉野庁舎 水道課 843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

Tel: 0954-42-3314 Fax: 0954-43-1114 Mail: suidou@city.ureshino.lg.jp

営業時間：今回お知らせしている休日営業日以外は、平日の8:30～17:15

HP掲載は、
表紙のみ。

嬉野市人権教育・啓発基本方針



平成 30 年度

嬉野市総務企画部
市民協働推進課